

# 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）事業者への 家賃等助成について

---

令和3年1月資料 健康福祉局長寿社会部介護保険課

# 目次

1. グループホームにおける現状等  
スライド番号 2～6
2. 助成事業の概要  
スライド番号 7～12
3. 助成に係る申請等について  
スライド番号 13～25
4. 今後の予定及びお問い合わせ先について  
スライド番号 26～29

当資料において、「認知症対応型共同生活介護」という名称については、一律「グループホーム」と記載しています。

# 1. グループホームにおける現状等

## 市内グループホーム事業者数

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
23	13	16	19	19	22	19	131

\* 令和2年7月現在

## 市内グループホーム利用者数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
20,178	20,681	21,772	23,852



グループホームの利用者数は年々増加しており、令和2年度には2.5万人を超えると推計しています。

## 市内グループホーム利用者の転居先

特別養護老人ホームに転居	23.20%
病院に入院	26.10%
死亡	35.90%
その他	14.80%



入院や死亡に次いで、5人に1人以上が特別養護老人ホームに転居しています。

## 市内グループホーム利用者の特別養護老人ホームへの転居理由

介護状態	34%
経済状態	32%
もともと施設入所を希望	34%



約3人に1人が経済的な理由で特別養護老人ホームに転居しています。

\* 市内グループホーム事業者アンケート調査(平成30年度実施)より

## 現行の介護保険制度

低所得者への配慮として、特別養護老人ホーム等に入所している方に対して、保険給付の対象外である居住費、食費の利用者負担を補足給付として助成する制度が講じられている。



グループホームに入所している方は、上記の補足給付の対象外となっています。

## グループホーム

介護サービス費用 1割(2割・3割)負担	居住費	食費	日常生活費
-------------------------	-----	----	-------

保険給付

## 特別養護老人ホーム等

介護サービス費用 1割(2割・3割)負担	居住費	食費	日常生活費
-------------------------	-----	----	-------

保険給付

補足給付

## 2. 助成事業の概要



# 事業名及び事業概要

## ・ 事業名

**認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
事業者への家賃等助成事業**

## ・ 事業概要

**グループホームにおいて、補足給付の対象外である  
居住費、食費等について軽減し、利用者を受け入れている  
グループホーム事業者に対し、市が助成を行う。**



在宅生活が困難な認知症高齢者で低所得の者の住まいが確保され、また、家庭的な環境と地域住民との交流の下、安心して日常生活を送ることで、認知症の進行の緩和を図ることを目的とします。

# 事業の法的根拠

## 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

「認知症対応型共同生活事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。」

\*「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)から抜粋

※介護保険法第115条の45に規定する任意事業

## 負担軽減対象者（1/2）

次の3つの要件をすべて満たす利用者を対象とします。

①「川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減等事業実施要綱」（平成12年4月1日12川健介保第89号）第2条第1号又は第2号に規定する要件（生計困難者又は生活困窮者）に該当し、当事業の対象である「負担軽減対象確認」（様式7）の交付を受けた方

②介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費を算定している方  
（短期利用は除く）

③生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けていない方

## 負担軽減対象者（2/2）

「川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減等事業実施要綱」第2条第1号に規定する生計困難者又は同条第2号に規定する生活困窮者（生活保護受給者等を除く）

	世帯収入	預貯金
生計困難者	単身で150万円以下 （1人増毎に50万円加算）	単身で350万円以下 （1人増毎に100万円加算）
生活困窮者	生活保護基準以下	単身で300万以下 （1人増毎に150万円加算）

\* その他にも条件があります。詳しくは「高齢者福祉のしおり(令和2年度版)45ページの⑦社会福祉法人による利用者負担の軽減制度の条件」(下部の※部分は除く)のとおり。



対象者要件を満たす利用者に対して、家賃、食材料費及び光熱水費の負担額軽減を行っている事業者に助成します。

## 助成額及び助成開始時期

**事業の対象者要件を満たす利用者に対して、家賃、食材料費及び光熱水費の利用者負担の軽減を行った金額を助成**

**1人あたり月30,000円が上限**

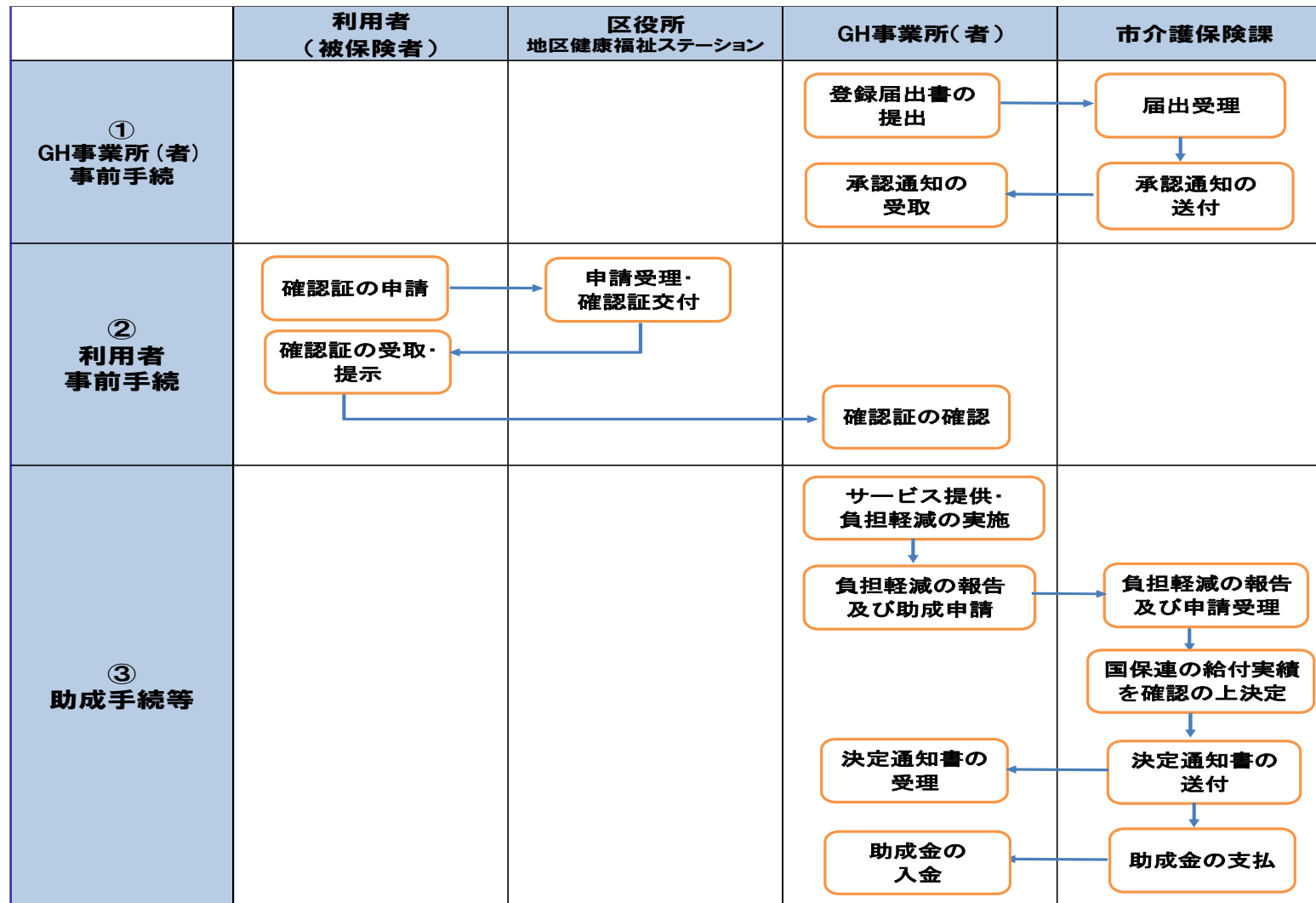
**助成は令和3年3月サービス提供分から開始**



助成額は、特別養護老人ホーム等の補足給付において、助成対象者の約7割が該当する第3段階(市町村民税世帯非課税)の支給額が36,000円であることに加え、同様の事業を既に実施している28自治体の助成額の平均額が約30,000円であること等を勘案して設定しています。

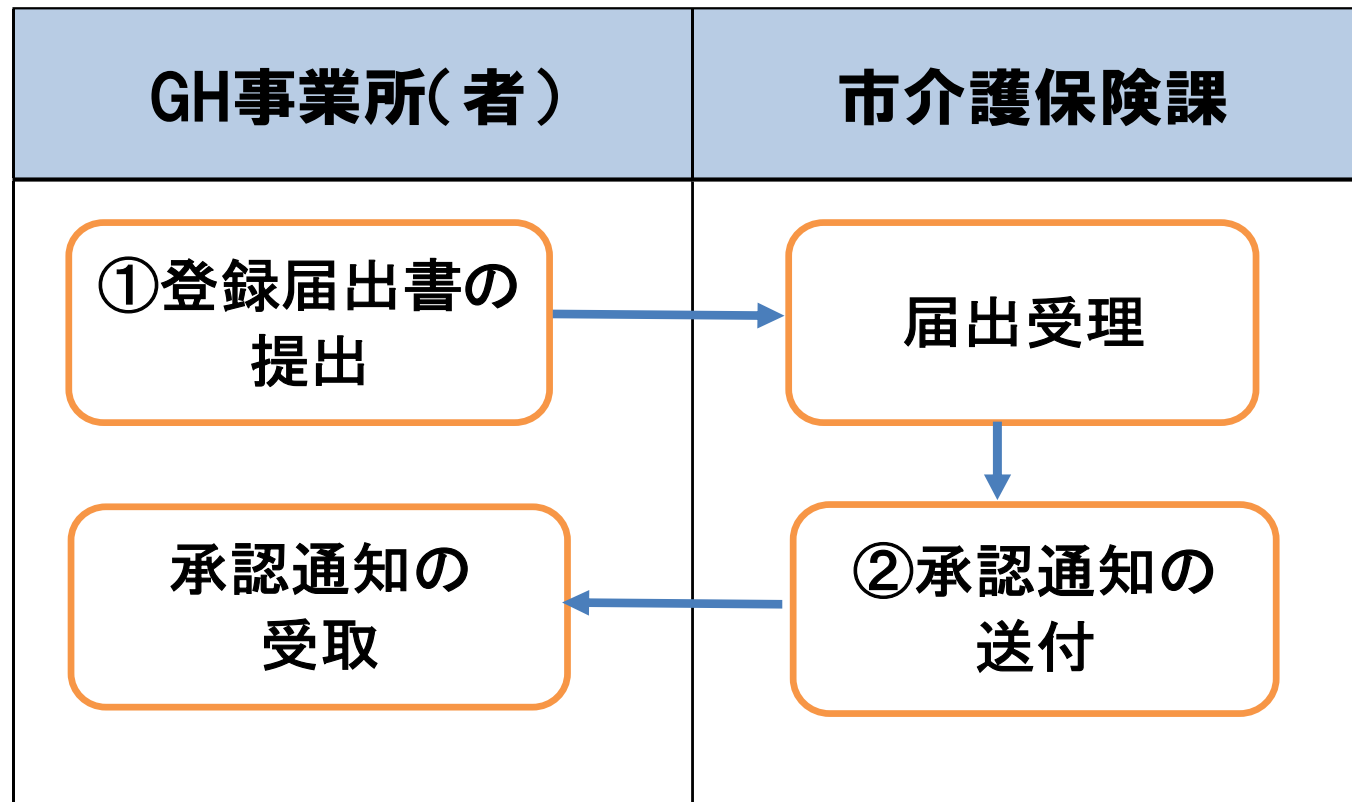
### **3. 助成に係る申請等について**

# 助成に係る業務フロー全体



※業務フローではグループホーム事業所(者)＝GH事業所(者)と記載(今後も同様)

## (1) 助成事業者登録について (1/4)





## (1) 助成事業者登録について (2/4)

### ① 「事業者登録届出書」の提出

当事業における事業者登録届出書等を市介護保険課あてに郵便等にて送付します。

#### 【届出書類】

- ・「助成事業者登録届出書」(様式1)
- ・事業所で定める家賃等及び減額する金額が確認できる運営規程、重要事項説明書、契約書の写し等
- ・振込先が確認できる書類の写し

### ② 「承認通知」の送付

事業者登録手続きが完了しましたら、市から事業者あてに「助成事業者承認決定通知書」(様式2)を送付します。

※不承認の場合は、「不承認決定通知書」を送付します。

## (1) 助成事業者登録について (3/4)

### ③ 介護情報サービスかながわへの登録

事業者登録承認を受けたことについて、「介護情報サービスかながわ」の「利用料金等」の欄に記載する予定です。

(→記載作業については本市で行います。

システム上即時登録はできませんので、承認から記載までのタイムラグが生じますことを御了承ください。)

## (1) 事業者登録について (4/4)

④ 「事業者登録届出書」の各月締切について  
事業者登録の受付は次のとおりとします。

受付回数	届出書の締切日	承認通知の送付時期	助成事業者登録の適用開始
第1回	2月15日	2月下旬	3月1日
第2回	3月15日	3月下旬	4月1日
第3回以降	毎月15日	当月下旬	翌月1日

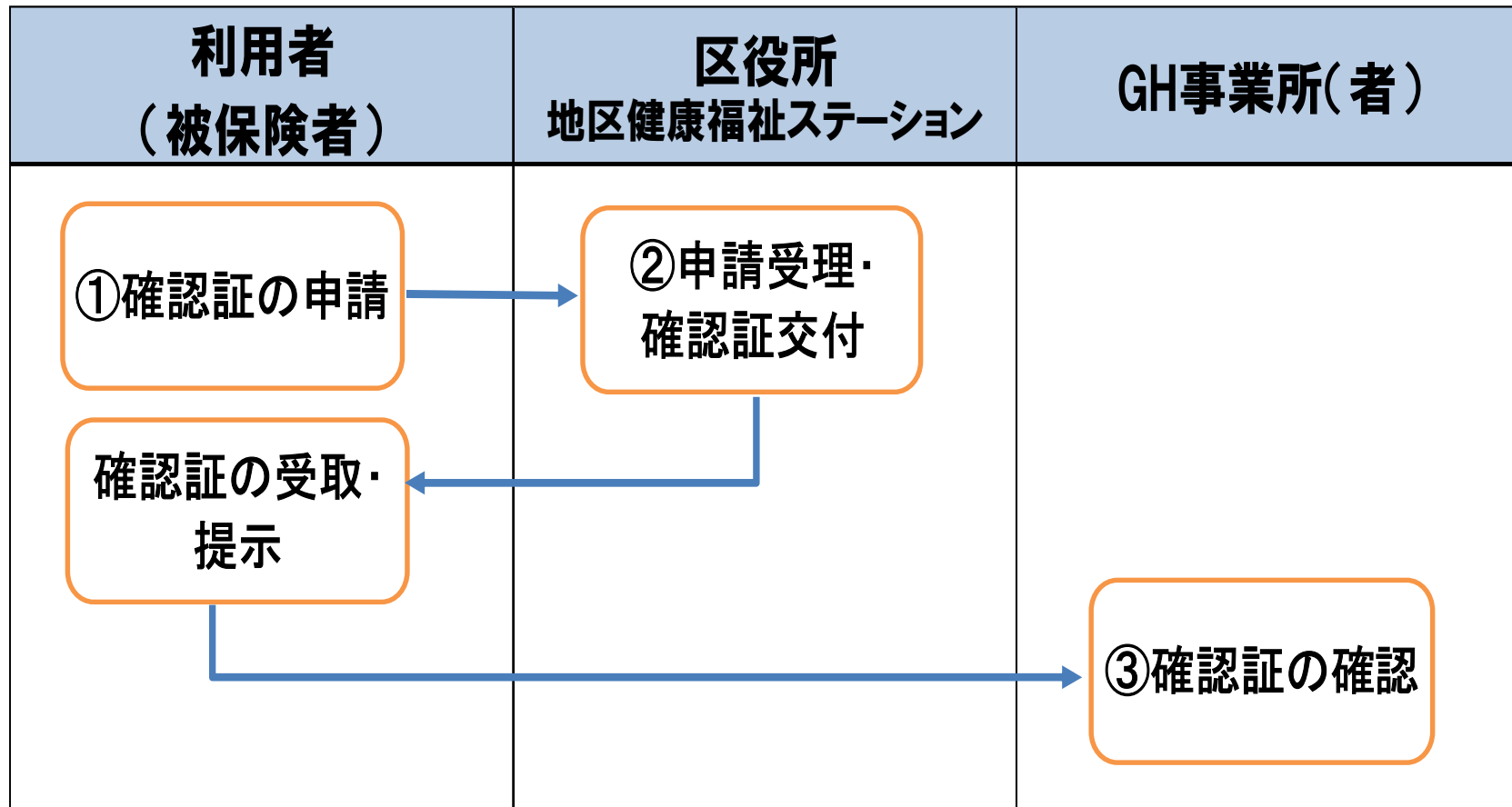


届出書と必要書類は郵便等にて送付してください(締切日の消印有効)。来庁での受付は行いません。



届出書及び必要書類に不足又は記載不備等がある場合は、承認通知の送付時期が遅れる場合等があります。

## (2) 確認証の申請について (1/3)



## (2) 確認証の申請について (2/3)

負担軽減対象者となるためには、グループホームの利用者は、「負担軽減対象確認証」の交付を受ける必要があります。

### ① 「負担軽減対象確認申請書」の提出

利用者等は、住所地の区役所又は地区健康福祉ステーションに申請を行います。

#### 【申請書類】

- ・「負担軽減対象確認申請書」(様式5)
- ・世帯全員の収入、資産がわかるもの など

## (2) 確認証の申請について (3/3)

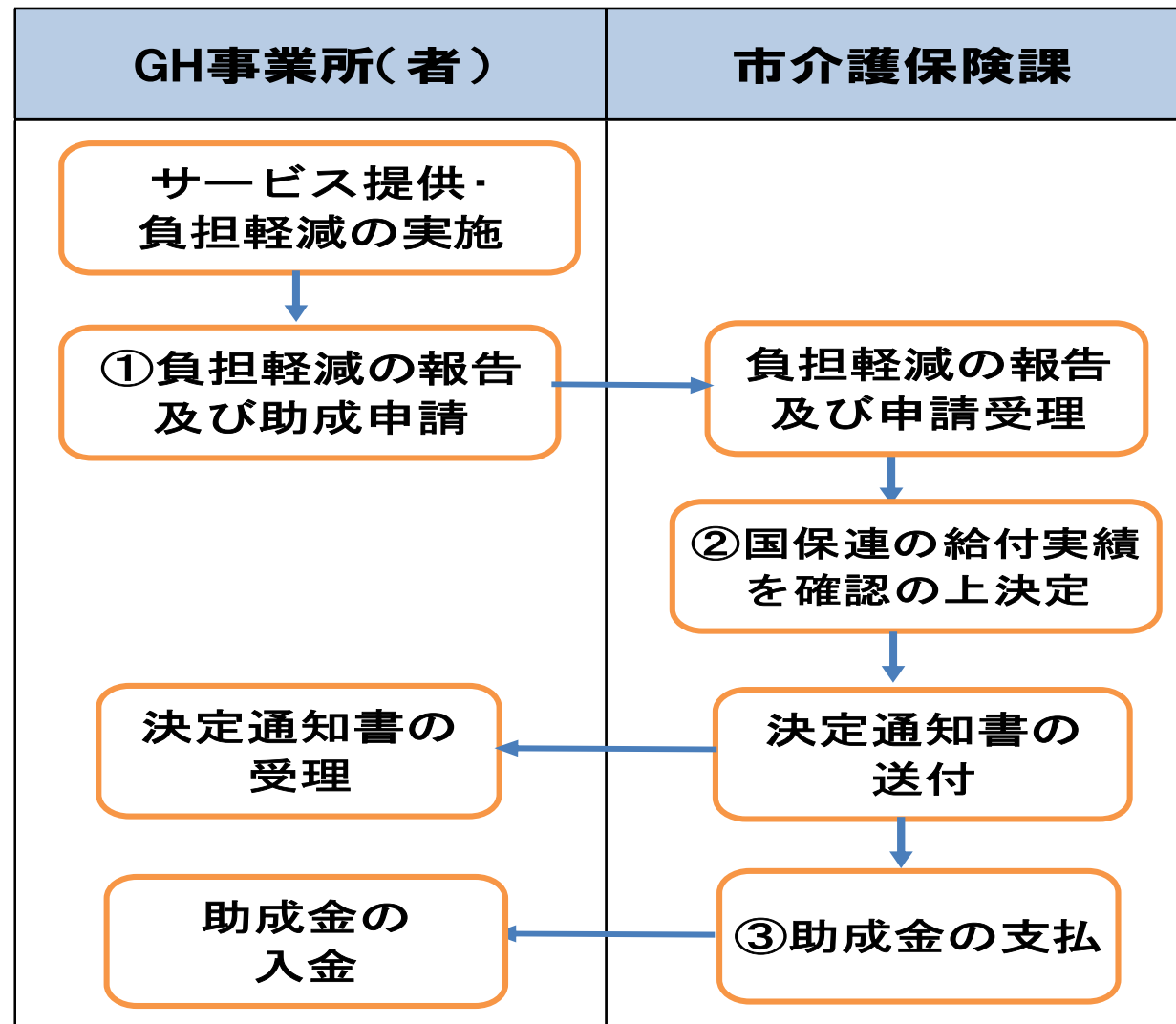
### ② 「負担軽減対象確認証」の交付

利用者が対象者要件に該当している場合、申請を行った区役所又は地区健康福祉ステーションから「負担軽減対象決定通知書」(様式6)及び「負担軽減対象確認証」(以下、「確認証」という。)(様式7)が交付されます。

### ③ 確認証の確認

グループホーム事業所は、利用者から「確認証」の提示を受け、助成対象者であることを確認した上で、家賃、食材料費及び光熱水費の利用者負担額を軽減してサービスを実施します。

## (3) サービス提供から支払いについて (1/4)



## (3) サービス提供から支払いについて (2/4)

グループホーム事業者は、サービス提供後、市介護保険課あてに負担軽減の実績報告及び助成の申請を行います。市は、申請受理後、給付実績の確認等を行った上で、助成の決定を行います。

### ①負担軽減の実績報告及び助成の申請

サービス提供後、市あてに負担軽減の報告及び助成金の申請を行います。

#### 【申請書類】

- ・「軽減実績報告書」(様式8)
- ・「助成額交付申請書」(様式9)



申請書類は郵便等にて市介護保険課あてに送付してください。来庁での受付は行いません。



## (3) サービス提供から支払いについて (3/4)

### ②助成の決定

助成報告書等に基づき、市で国保連合会への当該利用者の給付実績等の確認を行った上で、助成を決定します。

市からグループホーム事業者に「助成額交付決定通知書」(様式10)を送付します。



国保連合会にて介護報酬の審査決定が行われた実績分が対象です。国保連合会で返戻・保留になった方については、審査決定が行われた後で、助成の申請を行ってください。  
⇒国保連合会での介護報酬の審査決定が終了していない実績分については、軽減実績報告書及び助成額交付申請書には記載しないでください。

## (4) サービス提供から支払いについて (4/4)

### ③助成金の支払いについて

「助成額交付決定通知書」の内容に基づき、次のスケジュールで助成金の支払いを行います。

(報告書等は締切日の消印有効)

サービス提供月	報告書の締切日	助成金の支払日
12月・1月・2月	4月20日	5月下旬(予定)
3月・4月・5月	7月20日	8月下旬(予定)
6月・7月・8月	10月20日	11月下旬(予定)
9月・10月・11月	翌年1月20日	2月下旬(予定)



報告書等の申請書類に不足又は記載不備等がある場合は、助成金の支払いが遅れる場合等があります。

## **4. 今後の予定及びお問い合わせ先について**

## 今後の予定について（1/2）

※現時点での予定です。

<u>令和3年1月18日～</u>	助成事業者登録受付開始
令和3年2月下旬予定	利用者申請受付開始
<u>令和3年3月1日</u>	<u>事業開始</u>

※利用者事前手続き及び事業者助成手続きに関する案内は令和3年1月末に本市ホームページに掲載する予定です。

本市ホームページに掲載しましたらメールマガジン（次ページ参照）にて御案内いたします。

## 今後のスケジュールについて（2/2）

今後の事業の案内やお知らせについては、「メールニュースかわさき」の「介護保険事業者向け情報」にて行います。メールマガジンの登録を行っていない場合は、川崎市ホームページの次のページから登録を行ってください。

川崎市トップページ > 市政情報 > 広報・広聴 > メールニュースかわさき  
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

## グループホーム事業者への家賃等助成事業 に関するお問い合わせ先

本市では、当事業のお問い合わせに関するナビダイヤル  
を設置しています。

電話番号 **0570-000-507**

受付時間：月曜～金曜8:30～17:15(祝日、12/29～1/3を除く)